

LPG NEWS

えっとぶり



発行 一般社団法人
徳島県エルピーガス協会

〒771-0134 徳島市川内町平石住吉209-5
徳島健康科学総合センター4階

代表 TEL : 088-665-7705
FAX : 088-665-6905
URL <http://www.tokushimalpg.or.jp>



定時総会開催のお知らせ

日時：令和6年5月29日(水)
15時00分～

場所：徳島グランヴィリオホテル

目的：第1号議案 令和5年度事業報告及び
決算の承認について
○監査報告

第2号議案 借入金の最高限度額につ
いて

第3号議案 (一社)全国LPガス協
会の広報活動への協力につ
いて

第4号議案 役員の選任について
(報告) 令和6年度事業計画及び
収支予算について



<会員の皆様へのお願い>

欠席される場合は、「代理人による議決権の行使」(委嘱状)を必ず提出していただくようお願いいたします。

第1回理事会 開催

令和6年4月25日(木)徳島グランヴィリオホテルにおいて、令和6年度第1回理事会が開催されました。本理事会において、5月29日(水)に開催される定時総会に関する事項をはじめ、4つの議案が審議されました。

議事

第1号議案 令和6年度定時総会について

第2号議案 令和5年度事業報告及び決算の承認について

○監査報告

第3号議案 令和6年度事業計画及び収支予算について

第4号議案 公益目的支出計画実施報告書

等の提出について

○監査報告

協議事項

(1) 役員(理事・監事)の選任について

(2) その他



標識のウェブサイトでの掲載について

経済産業省より、2023年12月28日付で、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」(液石法施行規則)の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省令の一部を改正する省令」が公布されました。

この改正により、液石法第7条に定める販売所の標識掲示について、令和6年4月1日より、「従業員数が5名以下である場合」もしくは「自ら管理するウェブサイトを持っていない場合」を除き、ウェブサイト上への標識の掲載が求められることとなりました。詳しくは協会ホームページからご確認ください。



フレキ管講習実習用ブース贈呈式

令和6年3月19日(火)徳島県立中央テクノスクールにおいて、フレキ管講習実習用ブース贈呈式が挙行政され、株式会社ガスパル四国から実習用ブース5基が寄贈されました。



液化石油ガス法 改正省令の公布及び施行について

昨今のLPガス事業者による過大な営業行為やLPガスの商慣行を是正すべく、2024年4月2日から液化石油ガス法の一部が改正されました。

具体的な改正内容と施行時期は以下のとおりですが、一部罰則規定のある条文となることから法令の遵守に努めていただきますようお願いいたします。

①過大な営業行為の制限

○正常な商慣習を超えた利益供与の禁止

→消費者の事業者選択を阻害する恐れのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止。

②三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

○基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制の徹底

○電気エアコンやWi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用の計上禁止

○賃貸住宅向けLPガス料金については、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

注1) LPガス料金の算定基礎項目は、基本料金、従量料金、設備料金とした上で設備料金は「該当なし」と記載しなければならない。

注2) 施行時点における消費者との既存契約については、設備費用の計上自体は禁止せず外出し表示を求める。

③入居希望者へのLPガス料金等の情報提供

○入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務

→入居希望者に対して、直接又はオーナー、不動産管理・仲介業者等を通じて提示

注) 入居希望者からLPガス事業者へ直接情報提供の要請があった場合、LPガス事業者はLPガス料金等の情報提供に応じるのが義務付けられる。

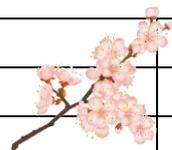


		2024年4月2日	2024年7月2日	2025年4月2日
罰則規定あり	①	省令公布	省令施行	—
罰則規定あり	②		—	省令施行
—	③		省令施行	—

また、貸付配管については「② 三部料金制の徹底」の中で、賃貸住宅向けの設備料金が計上禁止となることから、今後の新規契約については「建物所有者と配管所有者を一致させるよう推奨することが望ましい」としてガイドライン等に記載されることとなり、3年後(2027年)を目途に制度上の要否が検討される予定である。

行事予定

5月	10日	調査員検定	JA会館	9:30~
	13日	正副会長会議	事務局	13:30~
	14日	プラシオラボ視察	兵庫	10:00~
	28日	全L協理事会・全政連理事会	事務局(WEB)	13:30~
	29日	定時総会	徳島グランヴィリオホテル	15:00~
	"	第2回理事会・懇親会	"	16:40~
6月	20日	全L協通常総会・理事会	青森	14:30~
	25日	四国LPガスブロック会議	徳島グランヴィリオホテル	15:00~
	28日	丙種化学(液石)検定	JA会館	9:00~

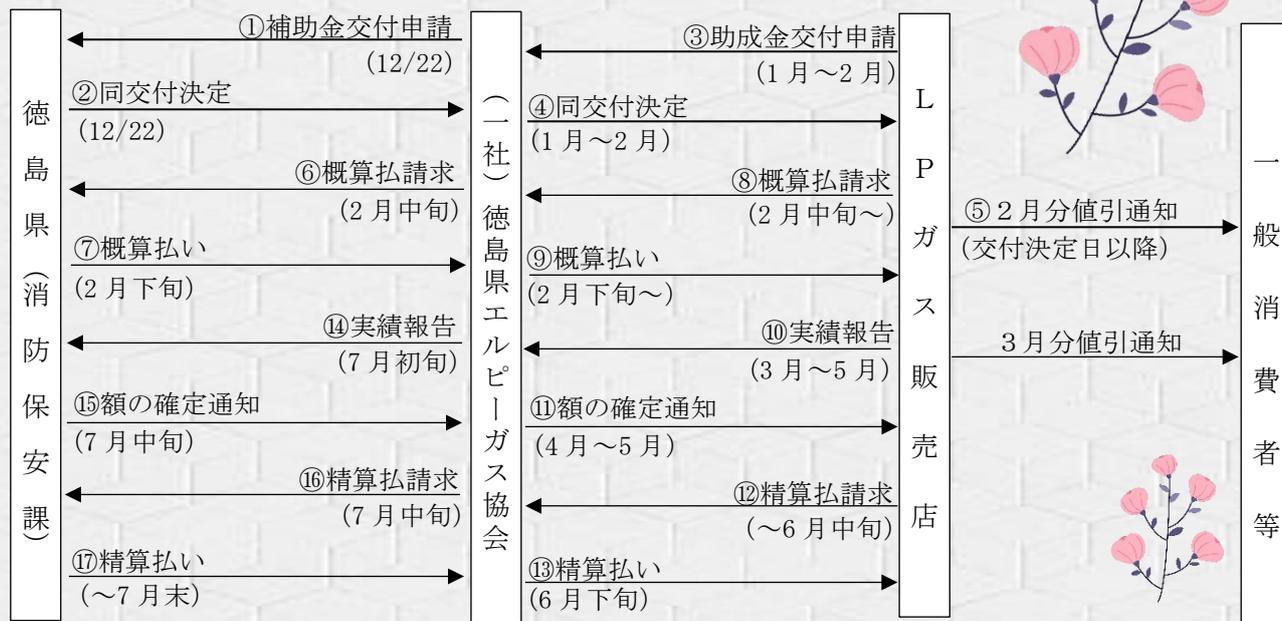


徳島県LPガス料金負担軽減支援事業(第2弾)の実施状況

本年2月、3月で実施された徳島県LPガス料金負担軽減支援事業(第2弾)について、徳島県内にお客様を持つ247販売店のうち246販売店(徳島県内:239販売店、徳島県外:7販売店)が同事業に参加し、徳島県下の99.9%のお客様に助成金による値引きを実施することができました。

会員の皆様におかれましてはお客様への値引き処理が終了し、実績報告書の作成及び精算払請求書の作成を行っていることと存じますが、次の事業フロー図を参考に期限までの報告書類の提出をよろしくお願いいたします。

○事業のフロー図



【⑩実績報告】 2月分および3月分の値引き実績を十分精査した上で助成金総額が確定したら、提出期限の5月末よりもできるだけ早く実績報告書を提出すること。

【⑯精算払請求】 精算額が概算受領額と同額の場合でも、請求額0円で精算払請求書を提出すること。

令和5年度 お客様相談件数

令和5年度に当協会お客様相談所を利用した相談件数は23件で、その内容は次のとおりです。

- LPガスの価格について 6件
- 販売店の移動について 6件
- 設備関係について 4件
- 保安について 4件
- その他 3件

昨年より徳島県LPガス料金負担軽減支援事業が実施されたことから、お客様相談所に寄せられる相談も増え、併せて他業者からの勧誘についての相談も増えました。

また、昨年10月12日と本年2月15日にエルピーガスお客様相談所委員会を開催し、お客様相談所への相談案件に対する相談員の対応を評価、審議した結果、いずれの相談案件についても適切に処理されていると認められました。

住宅省エネ2024キャンペーンについて

国の補助事業として「住宅省エネ2024キャンペーン」の補助金交付申請受付が3月下旬から開始されております。このキャンペーンの利用にはインターネットサイトから事業者登録及び交付申請等を行う必要がありますが、事業者登録については各機器メーカーが登録申請のサポート窓口を開設しておりますので、機器メーカーのホームページや担当者に直接お問い合わせをお願いいたします。

詳しくは同封資料『住宅省エネ2024キャンペーンについて』をご確認ください。

 住宅省エネ
2024キャンペーン

公式HPはこちらから >

ご挨拶

徳島県危機管理部消防保安課長

奥田理悦

日頃から、貴協会の会員の皆様におかれましては、県政各般にわたりご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本県におきましては、LPGガス料金高騰の影響を受けている県民の皆様の負担軽減を図るため、「徳島県LPGガス料金負担軽減支援事業」を実施し、その実施に当たっては、関係者の皆様より多大なご協力をいただいておりますことについて、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月1日に石川県で発生した能登半島地震では、「最大震度7」を記録し、東日本大震災以来の「大津波警報」が発表され、建物倒壊や火災など甚大な人的・住家被害をもたらしました。犠牲になられた被害者の方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。また、被災地の支援活動に当たられている皆様に深く敬意を表します。

近年、全国各地で、地震や台風をはじめとする自然災害が後を絶たず、昨年6月中国地方で発生した「線状降水帯」や、同年8月に発生し鳥取県で大雨特別警報が発表された「台風7号」などは記録的な豪雨をもたらし、気候変動の

影響を受けてか、自然災害が激甚化・頻発化しており、大規模自然災害への備えが喫緊の課題となっております。

国では、こうした自然災害対策について、令和三年四月に、「液化石油ガス安全高度化計画二〇三〇」を策定し、その中で、災害発生時の保安確保のための取組として、水害のおそれのある地域に所在するLPGガス消費者世帯について、充てん容器の転倒・転落・流出防止の「鎖又はベルト等の二重掛け」等を徹底することが明記されました。

会員の皆様には、それぞれハザードマップを確認・把握し、流出防止に備えた対策について、今後とも、着実に実施されますようお願い申し上げます。

また、最近のLPGガス関係法令の動向といたしましては、LPGガス商慣行の見直しに向け「過大な営業行為の制限」「三部料金制の徹底」「LPGガ料金等の情報提供」を三本柱とした、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令が本年四月二日に公布されたところです。今後も法令遵守を徹底していただくようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の今後益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

令和6年度 徳島県保安業務担当者名簿

所 属	職 名	氏 名	担当業務	連絡先	
徳島県危機管理部 消防保安課	消防保安課長	奥田 理悦			
	副 課 長	原田 英治			
	保安担当	係長	友田 哲也	(総括) 液石、武器	088-621-2282
		係長	横山 雄大	高圧、ガス事業法	088-621-2282
	主事	真島 龍貴	危険物、火薬	088-621-2283	
徳島県南部 総合県民局 地域創生防災部 (阿南)	副 部 長	宮内 計典			
	県民生活 担当	課長補佐	西岡 健	(総括)	0884-24-4171
		主査	野田 均	火薬・武器	0884-24-4173
		主任	挾谷 千恵子	高圧	0884-24-4170
	主事	福島 好宏	液石、ガス事業法	0884-24-4173	
徳島県西部 総合県民局 地域創生観光部 (美馬)	次 長	大西 純司			
	危機管理 担当	課長	美馬本 仁	(総括)	0883-53-2391
		主査兼係長	福田 誠司	火薬・武器	0883-53-2392
	主事	盛 知樹	高圧、液石、ガス事業法	0883-53-2035	

緊急通行車両の標章等の交付について

災対法施行令・同施行規則が改正され、2023年9月1日から災害応急対策に従前する指定行政機関等の車両については、災害発生前でも、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受けることが出来るようになります。

詳しくは同封資料『改正災対法施行令等施行後の運用』をご覧ください。

